

○山本委員長 それでは、時間が参りましたので、第38回専門小委員会を始めさせていただきます。

本日は、冒頭カメラ撮りのみ認めることとしております。

本日は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象期間が5月31日まで延長され、引き続き同期間において対面で開催する会議は原則中止とされたことを受け、本委員会につきましても、ウェブ会議によって開催することといたしました。

本日の委員会は、市川会長、大山副会長、飯島委員、大橋委員、岡崎委員、宍戸委員、勢一委員、田中委員、谷口委員、牧原委員、武藤委員、村木委員、横田委員、渡井委員がウェブ会議により出席をいただいております。また、太田委員が16時45分頃に出席をされる予定と伺っております。ウェブ会議により出席している委員は本委員会に出席をしたこととなります。

現在、取りまとめに向けて検討を進めている「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、求められる地方行政体制のあり方」について、前回、前々回の専門小委員会におきまして、委員及び地方六団体の皆様から様々な御意見をいただきました。

本日は、これらを踏まえまして「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申（素案）」を事務局に用意していただいております。これを事務局からまず説明していただき、その後、委員の皆様からこれについて自由に御発言をいただく形で進めてまいりたいと考えております。

それでは、マスコミの方は御退出をお願いいたします。

（マスコミ関係者、退室）

○山本委員長 それでは、事務局より資料「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申（素案）」の説明を求めることといたします。それでは、お願いします。

○行政課長 それでは、私の方から御説明をさせていただきたいと存じます。

素案の1ページ目を御覧いただければと思います。まず、目次ということで、全体の構成でございます。前回のときと順番を色々入れ替えたりしております。前回の議論の中でも新型コロナウイルス感染症の話が結構ありまして、全体の構成としましては、個別の団体のデジタル化ということから入り、それから、それと連携していく公共私ということで、そこからさらに地域を広げて広域連携ということ、さらにそれらについて様々な利害調整を行うということで、地方議会ということで構成してはどうかということで、この順番で提示をさせていただいております。

中身について、順次御説明いたします。

「基本的な認識」という形で、もともと「はじめに」という形で書いておりましたけれども、後ほど出てきますが、特に全体的な議論の流れを分かりやすくするために、3ページの方に、「目指すべき地方行政の姿」というような形で、全体の議論の抽出版みたいな

ものを加えておりますので、その結果としてかなり長くなり、それもありまして、基本的な認識ということで整理をさせていただいたところでございます。

1つ目の「2040年頃にかけて顕在化する変化・課題」につきましては、中間報告等の記述を書いております。

それから（2）の技術の進展、ライフコースの辺りも同様のことかと思えます。

3ページの②の「大規模災害のリスク」の辺りも中間報告でも触れられていたと思っておりますので、その部分を抜き出しております。

2としまして「新型コロナウイルス感染症のリスク・課題」ということで、ここは新しく書き下ろしております。今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大で社会全体に行動変容をもたらして、今後の地域社会のあり方が変わるということで書いております。次の段ですけれども、そのときに地方公共団体というのが生活支援等のサービスを提供する主体として、重要性が改めて認識されるようになっていっていると書かせていただきました。

「同時に」ということで、テレワーク、オンラインでの面会、ウェブ会議といったものについての活用が広がっておりますので、これにより様々な可能性も広がり得るのではないかと書かせていただきました。「また」ということで、特に大都市圏における感染の拡大ということで、東京一極集中などの課題も浮き彫りになったということを書かせていただきました。

その上で、3でございます。「目指すべき地方行政の姿」ということで、ここでは大きく後に述べますところの考え方を抽出して書いているということでございます。

3ページの一番下の「第一に」ということで、まずデジタル化ということでございます。それについての現在の分析ということで、これに行政サービスのデジタル化を通じて、4ページの方ですけれども、スマートなものへと社会を変えていくということや、東京一極集中などの問題などもある程度緩和させることもできるのではないかと書いております。

それから「第二に」ということで、公共私連携と地方公共団体の広域連携ということでございまして、連携というのが様々な形で必要だと、一つの団体の中にとどまることなく越えて行って公共私と連携する。さらにそこから広域に広がっていくということで、こういう連携が必要ではないかと書かせていただいております。

それから「第三に」ということで、地方議会への住民の参画ということで、多様な層の住民の参画が必要だろうということで、様々な資源制約等々がある中で合意を形成していくという、地方議会に期待されることは大きいということを書かせていただいております。

最後ですけれども「これらを実現していくためには」ということで、本答申の問題意識を、地域社会を構成する多様な主体と共有しながら取組を進めていくことは重要であると書かせていただきました。

それから（2）のところでございます。前々回の議論の中でも地域の未来像について色々議論したのにまとめて書いたところがないのではないかと御指摘もあったかと思えます。

ということで、この中に書かせていただいたということでございます。２段落目ぐらいですけれども、それぞれの市町村で首長、議会、住民等がともに議論を重ねてビジョンを共有していくということで書いております。優先順位をつけて長期的な視点で必要な対応を選択していく等々書かせていただいております。さらにそれを広域で使っていく、共同で使っていくということにも意味があるし、それから、国においてもそれについての支援を行う必要があるということで書かせていただきました。

以降、それぞれの個別の論点ということになりますが「地方行政のデジタル化」ということでございます。「基本的な考え方」ということでございますけれども、前々回の議論でも出ましたけれども、その位置付けといいますか、デジタルガバメントの動きにも触れた方がいいのではないかと御意見もあったかと思っておりますので、その辺りから始めて、今後、デジタル化が様々な効果を上げることも期待できるということと、あとはこれも御指摘があったかと思っておりますけれども「基本的な考え方」の最後のところですが、専門人材の確保や、人材面での対応と、そのようなことも書かせていただいております。

それから、２としまして「地方行政のデジタル化と国の役割」ということでございます。かなり前の方で抽出して記載した部分があるということと、あとは前回のバージョンで言いますと、かなり重複している部分もあったので、かなりそぎ落とした上で整理させていただいております。国が果たすべき役割ということで、第１段落は地方公共団体の判断が尊重されるということで、業務プロセス、組織のあり方について、判断があるということです。

しかし、「一方で」、デジタル技術の特性を考えれば国の果たす役割は重要だということを書かせていただいております。それで、国がそういう役割を果たして、様々な共通のツール等を提供していけば、結果的に地方公共団体が柔軟にそのシステムを使ってやっていくことができるというようなことを書かせていただきました。

(２)ですけれども、国の関わり方の類型化ということでございます。国の役割の果たし方は、事務によって色々違うということ、それから、標準化を進めたり、情報システムを共同利用するとか、人を派遣するとか、手法も様々ありますというのが第一段に書いてあります。

その後に「したがって」ということで、適切な方法を探らなければいけないということが書いてありまして、例えば住民基本台帳や地方税というところで言いますと、標準化の必要性が高いということで、これは一定の拘束力のある手法で国が関わるのが適切と書かせていただいております。一方でそうでないものは奨励的な手法ということでございます。

それから、３で「取組の方向性」ですけれども「国・地方を通じた行政手続のデジタル化」で、先ほども申し上げましたが、デジタルガバメントのようなことについてきちんと触れた方がいいのではないかとということで、デジタル行政推進法のことを書かせていただいております。その中で国の行政手続のオンライン化、それから、地方公共団体について

もオンライン化が必要だということでございます。

その上で、マイナンバー制度のことを書かせていただきまして、これもカードのことだけではなくて、例えば情報連携をしっかりとやっていくとか、あとは条例を使えば地方公共団体で事務を拡大できるとか、そんなことも触れたらどうかというような御指摘もありましたので、その辺りも少し書かせていただいております。

(2) ですけども「地方公共団体の情報システムの標準化」ということで、この辺りはあまり前々回見ていただいたところから変わっておりませんが、いくつか御指摘を踏まえて直させていただいております。例えば7ページで言いますと、下から2つ目のポツですけども、システムの標準化といっても団体規模で差異があるのではないかなというようなことも御指摘がございまして、この辺りも書き加えたりしております。

8ページですが「AI等の活用」ということで、この辺りは少し書き足させていただいておりますけれども、AIに対する期待というようなことも、地方六団体からも表明されましたので、AIを使っていけば、例えば人材面の供給制約の克服というようなことも、可能性は開けるのではないかなというようなことも書かせていただいております。

(4) の「人材面での対応」につきましても、先ほどと重なる部分がありますが、オンラインでの研修機会の充実とか、外部人材による適切な相談・助言というようなことについても応援してほしいというようなお話もありましたので、この辺りに書き足しております。

(5) ですけども「データの利活用と個人情報保護制度」ということで、この辺りはデータの利活用についても前々回かなり言及があったかと思しますので、かなりデータ利活用という観点から書き足したりしてございます。それに併せまして、個人情報保護条例の話につきましても、デジタル化の際の議論の中でございましたので、やはりある意味では一体の議論としてここに書かせていただいております。こういうことについても地方公共団体の意見を聞きつつ、データ利活用の円滑化に資する方策について、積極的に議論が進められることが期待されるとさせていただきます。

それから、第3ということで「公共私連携」でございます。

この辺りは、記述はあまり変わっておりませんが、全体的な構成で言いますと、10ページ辺りですけども(2)のところ「民間人材と地方公務員の交流環境の整備」ということで、この辺りはまとめてという御議論もあったかと思しましたので、この辺りに項目を立てまして書かせていただいております。

それから、11ページの方で言いますと(1)の「地縁法人制度の再構築」というところですが、必ず法人格を取らなければいけないということでもないのでしょうかという御指摘もありまして、一つの方策ということで書かせていただいております。

あとは大体前回までと同じ記載かと存じます。

少し飛びますが13ページでございます。広域連携のところですけども、これにつきましては、全体的な構成の関係ですけども「基本的な考え方」の最後の「なお」というと

ころですが、これにつきましては、もともとは「はじめに」というところの一番下に入っていたのですが「はじめに」に入るのは唐突ではないかという御指摘がございましたので、この広域連携の考え方のところに移動しております。

それから、その下の（２）の①の「事務処理の執行段階における広域連携の手法」の辺りも、執行段階、計画段階と書いてあったので分かりにくいという御指摘もありまして、書き方を変えてございます。

14ページでございますが（３）の「定住自立圏・連携中枢都市圏」ということで「現状と特徴」ということでございます。この辺りは核となる都市というかなり抽象的な言葉も使っておりますけれども、ここではもう「定住自立圏・連携中枢都市圏」という現在の制度についての説明と、それに対する課題ということで整理をさせていただきました。

それから、16ページで「しかしながら」と書いているところです。こうした仕組みの制度化については云々というところですが、この辺りは色々な御議論があるということで、様々な懸念も指摘されているということで、この辺りについて、十分な意見調整を図りつつ検討がなされる必要があるということで、記載を追加させていただいております。

（４）では、定住自立圏・連携中枢都市圏以外の市町村間の広域連携というのと、三大都市圏についての留意点みたいに分けて書いておりましたが、ここについては、要は、核となる都市がない形で連携していくということについては、記載としては似たようなものになるだろうということで、ここはまとめさせていただいております。

それから、16、17ページの辺りは、色々表現としては削ったりしておりますが、基本的にはあまり考え方は変わっておりません。

18ページでございますけれども「都道府県の区域を越えた広域的な課題への対応」ということで書かせていただいております。表現としては重複しているところもあったものですから、かなり削り込んでおります。新型コロナウイルス感染症も踏まえてということで、そういうものも書き込んだ上で、国との連携ということで、都道府県の間を越えて協力することが必要だということを中心に書かせていただいたということでございます。

19ページで「地方議会」ですけれども、いくつか直しておりますが、例えば地域の未来予測というものについても活用したらいいのではないかとということで御指摘がありましたので、この辺りもちょうど5行目ぐらいですけれども、入れております。

あとはあまり変わっておりませんが、21ページの「議員の法的位置付け」につきましては、かなり地方六団体の方からも意見がございましたので、御意見を踏まえてそれを書き足したり、指摘ということで追加しております。

同様に、報酬のあり方につきましても「人材確保の観点からの適正な水準を下回ると考えられる場合には」というような表現を入れたりして追加してございます。

最後のページですが「立候補環境の整備」のところでございます。これにつきましては知事会だったと思いますが、公務員が地方議会議員の供給先になるのではないかとということが御指摘ございましたので、ここにこういう記載を追加させていただいております。こ

れは従来からの、地制調の議論の中でも民間と公務員のことを並立して書いていたということもございますので、今までの例にも倣いまして追加しているところでございます。

簡単ですけども、概要説明は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの資料「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申（素案）」につきまして、御意見等をいただければと存じます。

本日はウェブ会議として開催しておりますので、私から50音順で御指名をいたします。御指名をされた委員は御発言をいただければと思います。出席者の委員全員から一通り御発言をいただいた後、私、または事務局から発言をしたいと思っておりますけれども、字句の修正につきましては事務局に検討いただくことといたしまして、各委員からの全体の方向性に関する御意見や議論を一旦整理できればと考えております。

細かい表現につきましては、たくさんの御意見があろうかと思っておりますけれども、それを全てこの場でお聞きしておりますと、時間がそれだけでなくなってしまいますので、ここでは特に全体で意見を共有しておきたいといった点を中心にしてお話をいただければと思います。細かい表現ぶりにつきましては、個別に、あるいは全体でメール等の形で調整することができるかと思っておりますので、本日は時間の中で、できるだけ全体で議論をしておきたい、あるいは意見を表明しておきたいという点を中心に、お話をいただければと思います。

一通り御発言があり、私、あるいは事務局から発言をした後、さらに御発言があるという方につきましては、お名前と追加の御発言がある旨を左下のメッセージボードに記入していただければ、私から指名することといたします。

また、御発言に当たりましては、私から指名させていただいた後に、マイクの表示をオンにさせていただいた上で御発言をお願いいたします。御発言が終わりましたら、マイクの表示をオフにさせていただきたいと思っております。

それでは、飯島委員から御発言をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○飯島委員 ありがとうございます。飯島でございます。

時間の関係上、2点のみ申し上げたいと存じます。

1点目は、新型コロナウイルス感染症の取り上げ方についてでございます。これは現在の、そして、これから見通せない期間にわたっての重大な課題であることは確かですが、ただ、今次の地方制度調査会のバックキャスティング志向できちんと捉えることができるのか、若干懸念を抱いております。

この問題がどのくらいのスパンでどのように捉えるべきリスク、課題なのかということについては、議論が始まったばかりであることにも鑑みますと、3ページの2で独立に取り上げるべきなのか、あるいは3ページの②のところに技術とも関連しますので組み入れるということもあり得るかもしれません。さらには記述の面で言いますと、少なくとも7

ページの緊急経済対策などはまさに現在の問題ですので、この記述をするかどうかについては、検討の余地があるかと思えます。

2点目は、構成につきまして、とりわけ地方行政のデジタル化が最初に位置付けられていることについてでございます。地方行政のデジタル化を目玉にしようということかもしれないのですが、技術の活用は何のためなのかということをも改めて考えてみますと、中間報告でも、また素案の2ページ最終行で、技術の進展等は課題の現れ方を変えるという捉え方がされております。

それに対して、5ページ以下を読みますと、確かに「手段」とか「基盤」という言葉は出てきますが、デジタル化自体による行政サービスの提供とか人口の過度の偏在の緩和というように、独立で完結しているようにも見えます。「国、地方を通じた」という表現が何回も出てきたり、あるいは個人情報保護条例のあり方に関する記述などに鑑みましても、デジタル化自体については地方制度、地方分権、地方自治に及ぼす影響は両義的たり得るのではないかという観点からも、デジタル化の位置付けについてはもう少し考えたいと思っております。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、大橋委員、お願いします。

○大橋委員 大橋でございます。よろしく申し上げます。

私も3点ほどコメントをさせていただきたいと思えます。

まず、前提として、今回、新型コロナウイルス感染症の記述が加わって、全体の雰囲気は今までと変わったような印象を受けましたけれども、話の順番、全体の構成という点では、これで良いかと思いました。その上で、個別の点になります。

まず、4ページ目の「地域の未来像についての議論」というところですが、こちらは(2)の最後のところで、国においては、各府省の政策に関わるデータ等、「地域の未来予測」の整理のために必要となるデータについて支援を行うというような記述がございますけれども、「地域の未来予測」を市町村が作成するに当たっては、都道府県にもかなり役割が期待されているところがあると思えます。実際、都道府県の「地域の未来予測」への支援については、17ページに記述があったりもしますので、都道府県についても記述を付加してもいいのではないかと思いました。

それから、地方行政のデジタル化のところですが、どこに入れ込むかというのがなかなか難しいところはあると思いますが、地方議会のデジタル化という話はこの中に入れなくてもいいのかなというのが少し疑問に感じました。地方議会の記述の部分で、20ページのところで情報発信の関係では言及がありますが、地方議会も情報発信に限らず色々な意味でデジタル化を進めることができるのではないかと思えますので、少し検討いただければと思いました。

あと、先ほど飯島委員も少し言及されておりましたけれども、緊急経済対策の取り上げ

方が、私も少し微妙だと思いました。特に、オンライン申請により非対面で迅速な給付が図られているという表現になっておりますけれども、報道などを見ると、必ずしも迅速な給付につながっていないというようなニュースも見たりしますので、この辺をどのように取り上げるかは少し考えた方がいいのではないかと思います。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、岡崎委員、お願いします。

○岡崎委員 岡崎でございます。よろしく申し上げます。

全体的には今までの議論を踏まえて大変しっかり書いていただけたと思います。ありがとうございます。その上で、3点ほど意見を言いたいと思います。

最初は、全体を読んでみたときの印象ですけれども、非常にむき出しで無粋な感じがします。終わり方も議会の話でぶつっと終わって唐突な感がいたしまして、何でかなと思うと、去年の7月の中間報告にあった前書きとか後書きが全然ないわけです。いきなり本文に入っている。過去を見てみますと、31次は確かにこのスタイルなのですが、30次の答申では前文というのがついていまして、入り方が非常にスムーズになっております。

そういう意味では市川会長の御判断かと思っておりますけれども、私は前文で諮問から審議の経過なり、かなり一生懸命審議しておりますので、途中で新型コロナウイルス感染症が起きてこのように苦労して会議を進めたこともありますし、そういうことを経て結論を得たので答申するというようなことを書いていただいていた方がいいのではないかと。

それから、終わり方もやはり議会でぶつっと終わるのではなくて、地方公共団体と各府省に対して、この答申を踏まえて具体的な行動に移ってほしいという期待とか、呼びかけをした方がいいのではないかとというのが、後で読んでも背景が分かりますし、短くてもいいので格調高い前文・後文が要るのかなというのが一つの意見であります。

次に、もう一つは、15ページのところで「関係市町村の十分な参画を担保する仕組み」というのが④でございます。この中で連携計画を作成する際の合意形成過程のルール化とか、他の市町村の十分な参画を担保する仕組み、あるいは共や私の担い手からの提案を可能にする仕組みというようなことが提言をされております。しかも今のようなことについて私が聞く限りは、ヒアリングでも地方公共団体の反対はなかったと思うのです。

ところが、16ページで「こうした仕組みの制度化については」というのがありまして、様々な懸念も指摘されており、その是非を含めて関係者と十分な意見調整を図りつつ云々とありますけれども、ここで是非を含めといいますと、ほとんど反対のない先ほどの提案についての是非を含めると取られる恐れがあります。そういう意味では「その是非を含めて」という一語は削除した方がいいのではないかとというのが、私の意見です。

それから、様々な懸念について、特定の広域連携の枠組みへの誘導になるのではないかと、制度化以外にも対応方策が考えられるのではないかとということが書かれました。そうすると、却って誘導になるのかなという疑問を逆に抱いてしまいました。



というのは、13ページの広域連携の最初の基本的考え方に「こうした広域連携は」という段落がありますけれども、ここでも地域の実情に応じ、自主的な取組として行われるとか、多様な手法の中から最も適したものを自ら選択するというのを我々はかなりくどく審議の中でも言ってきたわけですから。従って、分権時代における国の関与ということを考えても、本来はきちんと法律で仕組みをつくってほしい。その中でこの自主性という点もきちんと担保してほしいというのが、あるべき意見なのではないかなと思います。

もし、法律が本当に無理であれば、要綱等の指針でもしようがないけれどもというのが正しい論理かなと思います。私はヒアリングで意見を聞いたときに、この点については強い違和感を覚えたことを申し上げておきたいと思います。

最後の1点でありますけれども、4ページの最後からデジタル化の話がありまして、5ページに「基本的な考え方」と入ってきております。デジタル化について、必要なことはほとんど全て書いてあると思いますが、やや平板な感じがいたします。というのは、地方行政のデジタル化について、現状の評価といいますか、現状と課題というか、そういうものがあまり書いてないのです。前回のヒアリングで知事会長がベンダーロックインと何度も言いましたけれども、ということは、逆に言うと、今はかなりベンダーロックインで互換性がないような状況があるのかなということもありますし、切り札のマイナンバーカードも大分普及したといってもまだ16%ぐらいという状況があります。

それから、今回の新型コロナウイルス感染症の関係で結構色々なことが起こっております。私は民間の方に驚かれたのですけれども、東京都は感染者情報みたいな重要な報告をいまだにFAXでやっているのですかというようなことを言われまして、どうも本当にそうらしいです。

それから、土曜日に私のところにも給付金の申込書が届いたのですけれども、それを見ますと裏側に免許証とか、マイナンバーカードのコピーとか、本人証明書を張りつけるにも関わらず、表面には判子の欄があるのです。これは判子文化なのでしょうけれども、本当に必要かどうかというのは、やや疑問に思います。

そういう意味で言いますと、今回の新しいやり方として、7ページの上の方に書いてありますマイナンバーカードを活用したオンライン申請で、非対面で迅速な給付が図られていると書いてありますけれども、これも結構実際は、聞いていますとトラブルが続出しているようでして、本当にこう書いていいのかなということもあります。

総括して言いますと、結構今の地方だけでなく国も含めた行政面でのデジタル化というのは、かなり実は遅れているのではないかという気がいたしておまして、そういうことをある程度書かないと、非常にいいことだけを書いた平板な表記になっているのかなという感じがいたします。これは感想ですので、本当に書くかどうかはお任せしますが、そういう印象を強く持ちました。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、宍戸委員、お願いします。

○宍戸委員 東京大学の宍戸でございます。

今回お送りいただきました答申素案につきましては、前回の地方六団体の代表の方々のヒアリングも経て、様々お書きいただいたと、事務局に大変苦心していただいたものと思います。私といたしましては、地方議会について、地域の未来予測の活用を含めた議会自身のデジタル化、データ活用について質問を出させていただきましたけれども、それぞれの議会の代表の方から前向きな御発言をいただいて、それが第5の「地方議会」についてのところで書かれていることは大変重要なことではないかと思っております。

その上で、細かいことを避けまして、3点意見を申し上げたいと思います。

第1に、先ほど飯島委員からも御指摘がございました新型コロナウイルス感染症の問題の書きぶりのところでございます。具体的に申しますと4ページの辺りでございますけれども、やはりこれを書くのであれば、現状、新型コロナウイルス感染症の問題について、地方公共団体がどういう向き合い方、苦勞をされているかと、この間、各都道府県、とりわけ知事の方々の奮闘というか、大変頑張っておられるということが、やはり我々は感じるところですので、そういったことも含めて、書くのであればしっかり書くべきでないか。これが1点目でございます。

2点目は、公共私の連携について、11ページの認可地縁団体制度の再構築については、私は若干異論がございます。具体的に申しますと、第36回の小委員会において提出されました論点整理案においては、この認可地縁団体制度を広く使っていく場合に、個々の活動実態に応じ、必要に応じて事業運営の透明性や適正性の確保を図る観点から監事を選任し、業務執行の状況を監査すること、あるいは一般社団法人等と同様の計算書類を作成することが考えられるのではないかというような記述、すなわち透明性、適正性確保、ガバナンス確保についての一定の記述があったところでございます。

今回御用意いただいた答申素案には、私が見る限りそれに相当する記載が発見されなかったもので、この点の経緯について、あるいは理由について、後ほど事務局から御説明をいただきたいと思っております。

そして、御趣旨にもよりますが、私といたしましては、このような住民の近いところにある団体が公共私の共の部分を持っていく上で大変重要な役割を果たされると、そして、その規模やあり方において、様々な柔軟なガバナンスのあり方が求められると思っておりますけれども、他方で、ガバナンスについてのきちんとした規律がないということが地域社会の分断でありましたり、あるいは様々な住民の少数派の人権侵害等につながり得る危険もありますことから、一定のガバナンスについての規律が、地縁法人制度の構築においてあるべきだと思っております。

その意味で、ガバナンス確保について一切留意する表現のないような認可地縁団体制度の性格変更を適当とするという御趣旨であれば、私は明確に反対をいたします。これが2点目でございます。

3点目は、第4の「地方公共団体の広域連携」についてでございます。これはこれまでの書きぶりにおいては、広域連携の話が大きな三本柱の最初に来ていて、その意味で地方公共団体が今後の2040年に向かっていく中で資源制約がある中で、行政サービスを維持するための自主的な選択肢の一つとして広域連携があるということが全体の流れからも、個々の記載からもかなり明確だったように思いますけれども、その件が今回組み入れたり、資源制約という言葉がこの第4の中で多分色々削っておられるということから、そのトーンが極めて弱くなっている。

これまでの小委員会の調査審議の経緯からは、これで本当にいいのだろうかということについて、少し私は懸念をしているということをお願いしたいと思います。

私からの意見は以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、勢一委員、お願いします。

○勢一委員 勢一でございます。私からも3点ほど意見を申し上げたいと思います。

まずは、この新型コロナウイルス感染症の厳しい状況の中で原案をまとめてくださりまして、ありがとうございます。基本的には小委員会での議論を基にしているものでございますし、六団体の御意見も頂戴したという内容なので大筋に異存はございません。その上での意見でございます。

1点目ですが、第1の2のところの、これまでも御指摘がございました新型コロナウイルス感染症リスクの言及の部分です。この部分では行政のデジタル化とサービス提供の必要性につき、新型コロナウイルス感染症を経験したことによる言及をすべきかにつきましては、既に何人かの先生の御意見がございましたけれども、個人的にはこういう状況の中で出る答申であるとすれば、何も書かないのはむしろ不自然ではないかと感じています。

ここで書かれておりますのは、行政のデジタル化とサービス提供の重要性ですけれども、先ほど宍戸委員もおっしゃっておられました、今般、地方自治体レベルで各地域が主体的な判断を適切に行っていくことが必要な状況にあり、今後、人口減少が進行していく中であっても、そうした判断を支え得るような人材であるとか、情報の集約であるとか、財源という体制確保を図っていく必要があるかと思えます。その体制整備が課題として浮かび上がっているという点につきましては、ここの項目で触れてもいいのではないかと考えております。これが1点目です。

2点目は、デジタル化の取組の方向性の部分です。6～7ページ辺りでマイナンバー制度が特出しされておまして、デジタル化の要請というところの記述がございます。それは確かに非常に重要ですが、そうしたデジタル化を通じた市民の負担軽減にも資する行政手続の効率化は、個別法レベルの課題が残されている現状にあります。

こうした課題につきましては、国よりも地方の実務現場で把握されているものが少なくありません。そのため、課題を解決しながら円滑なデジタル化への移行を進めることが肝要でございまして、特に地方と連携して取り組むことの重要性を、ここの点は確認を兼ね

て言及しておくのが必要かなと感じております。これが2点目になります。

3点目につきましては、14～15ページの辺り、連携計画を策定するという部分になります。ここの記述について一つ確認をさせていただきたいのですけれども、連携計画作成市町村とは、これは各圏域の中心市に限定されずに分野等に応じて適任の担当市町村が決めて当たるという趣旨でよろしいでしょうか。お尋ねする趣旨としましては、連携する市町村の主体性が期待されている中で、今後の広域連携を進めていくに当たっては、相応の取組が期待されることがここでは何度か議論になったと思います。その趣旨をどの程度メッセージとして出すかという点があります。

特にここでは将来の行政運営の指針となるような計画を定めるということですので、各団体にとって非常に重要な内容になりますから、それを各団体の住民を含めて受容できる、自らの計画として受容できるためには、単に意見を述べるだけでは足りなくて、主体的な参画が必須であろうと思います。ですから、ときには中心市以外が主役になることもあり得るというぐらいの体制を求めていくのも一つのあり方かと思っておりますので、今後の広域連携のあり方として、多様な各団体が主体的に関わっていくことを重視するというのを皆さんの御意見に支障がなければ加えていくのは、一つのメッセージかなと思った次第です。

私からは以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、田中委員、お願いします。

○田中委員 田中です。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは4点ほど発言させていただければと思います。

まず、全体の構成はストーリーとしてとても理解しやすく異論ありませんけれども、1章の「はじめに」でイントロ的な要素が書かれながら、第5章が議会の方向性で締めくくられていますので、やはり最後に総括的な一定のまとめ、全体を通した方向性的な総括があってもよいかと考えます。

2点目は、皆さんも言われている新型コロナウイルス感染症リスクの課題のところ、現状、身近な地方公共団体が提供する行政サービスの重要性が改めて認識されるようになっていることは、まさにそのとおりです。

同時に国と都道府県及び市町村との連携や役割の曖昧さのようなところも露呈して、課題も見えてきているところですので、現状を踏まえた問題意識をどのように記すかということが必要かと思っております。同時に新しい生活様式に対応する地域のあり方、大胆な変化に向けて、この辺りの現状を踏まえた事実を少し書いても良いのかと思いました。昨日発表された共同通信の調査などでも、東京圏の半数が地方暮らしに関心があるというデータも出ていました。具体的には、9ページ目の第3の地域を支える主体のところも、コロナ禍によって地域のリアルなコミュニティの帰属意識が高まっているという事実もありますので、こういう点にも触れたらどうかと思っております。

3つ目は、地方行政のデジタル化のところなのですけれども、行政全体の効率化を進め

て、これはすばらしい流れと思いますし、そのとおりなのですけれども、移行期における問題ですとか、手数などが露呈しておりまして、これに対する言及の必要があるのかなと思っています。デジタル化のプロセスには、やはり色々な課題も見えてきますし、今回のマイナンバーを活用した迅速な給付とありますけれども、これも暗証番号等の市民の状況などもありまして、現状、かなり自治体の負担が大きいような現実もありますので、それらを反映した表現があっても良いかと感じます。また、このような先進的なサービスについては、住民目線での利便性の向上を図ることが大切ですし、各自治体や住民の意図をよく確認して、的確な計画の策定が必要なところです。行政のデジタル化によるサービス享受の公平感を踏まえて、マイナンバーの活用など、最先端の技術が暮らしの中で活かすことが趣旨だと思いますので、さらりと書いていただいている個人情報保護の観点等についても、誰が住民のデータを守るのかというような、国と自治体との連携についても気になるポイントがあると思っています。

最後の4つ目は、地方議会のところを丁寧にまとめていただいているのですけれども、例えば14ページの②の最後の辺りには、議会が積極的に役割を果たすべきだと提示されていますが、この辺り、住民が議会に注目するような取組への努力みたいなことに言及できればよいかと思っています。議員の仕事や存在価値の大切さを伝える教育なども、なり手不足のところの対応策として少し触れると少し進歩があるのかなと想像しております。ここは大山副会長先生の御専門のところですので、御検討いただければと思います。

以上、よろしく願いいたします。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、谷口委員、お願いします。

○谷口委員 よろしく願いいたします。

全体の構成を大変きちんと整理していただきまして感謝申し上げます。また、全体の流れにも賛同するものでございます。

私も一番関心を持ったのは地方議会の改革の部分です。それをこの答申の中でどう位置付けていくかが難しい。例えば第1の「基本的な認識」の中で地方行政と書かれていますけれども、地方議会というのは行政なのかなと。「地方自治のあるべき姿」のように少し包括的にするか、あるいは地方行政と地方自治のあり方の両方を見るというような書き方になるのか、少し御検討いただければと思いました。

また、関連して、他のパートに比べると、最後の「地方議会」のところは、具体的にどのような方向にするか、議論の時間が足りなかったところかと思っています。ここについては既に大橋先生も御指摘なのですけれども、よく議会改革やなり手不足の問題への対応策の一つとして、議会運営の柔軟なあり方というのがあると思います。

なり手不足に関して言うと、市町村議会等では兼業の議員さんも多いので、そうした方が出席されやすいように、夜間や、土日にも開催するといった方策も試みられているところです。新型コロナウイルス感染症の問題でかなり顕在化しましたけれども、集まって議

論することが難しいので、いわゆるオンライン議会というようなことも英国議会や、日本では取手市で試みられているようです。柔軟な議会運営のあり方と、今般のデジタル化の必要性をつなげながら、提示することができるのかなと思いました。

いずれにせよ、この答申で何ゆえ地方議会の未来の姿を論じるのか、明確な印象を与えると良いと思います。公共私連携の文脈で言えば、それらを連結する役割が期待されるという点と、地方議会・地方自治そのものがデジタル化する必要があるということを示すことが可能だと思いました。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、牧原委員、お願いします。

○牧原委員 東大先端研の牧原です。

答申素案ということで拝見させていただきました。色々なこれまでの議論の論点をいわばまとめてブラッシュアップということで読んだのですが、中間報告と比べて、一体これはどのように読まれるのかということが、読んでみて一つびんとこないところでした。

つまり中間報告があることを前提にこれだけの論点があるということなのか、あるいは中間報告とは別に、この最終的な答申だけを読むということになるのかで随分意味が変わってくるわけですし、中間報告は全体で26ページということで、こちらは21ページ、地方議会という論点が新しく入ったことも比べて、全体に記述が中間報告よりも薄い感じがします。それでよいのかということでございます。

そうだとすると、第1の「基本的な認識」というところで前文が必要だということですが、中間報告ではこの部分はかなり詳しく議論したわけですが、この第1の1の(1)(2)の記述だと、31次地制調が人口減少を冒頭に取り上げていたわけですが、それとあまり変わらないような感じで、バックキャストイングをして色々将来を見通した上で、それを今逆算して考えていくという発想が、これだけでは見えてこないと思うのです。やはりそこは出した方がいいのではないかと思います。

そういう意味で、例えば一つ気になるのが、4ページの(2)の「地域の未来像についての議論」のところですが、普通にこれだけ読むと、いわゆる市町村や都道府県の総合計画は十分この地域の未来像ではないかと、そういう議論や意見が出てくるでしょう。しかし、中間報告ではここはそうではなくて、もう少し細かく、どういうタイプの未来予測をするのかということを書いているわけで、ここは重複して議論をする必要がないならこれでいいのだというのがありますけれども、あまりに簡素すぎるのではないかと。やはり中間報告で書かれたことで必要な部分は再度ここに書き込んでおくことが全体を通じて必要ではないかなと思ったところです。

その点で、細かいことがいくつか言えるわけですが、今の新型コロナウイルス感染症のところは、私も読んでいて気になりました。いわゆるウィズコロナといわれるような感染拡大中の議論でいいのかと、2040年まで見ているとすると、終息した後の変化も含

めて書くことになるでしょうから、そこは書き分けて議論した方がいいのではないかなと思います。

あと、もう一つ細かいところを言いますと、第3の「公共私の連携」の1の「基本的な考え方」のところなのですが、これはもともと気になっていたところです。

都市部と地方部と単純に分けていますけれども、これまで人口減のパターンで色々議論してきたとすると、やはり人口減のパターン、高齢者人口の増減であるとか、あるいは生産年齢人口の増減、いくつかのパターンがあったわけで、もう少しそうした類型を出して議論をした方がよいのではないかと思います。もう少しこれも中間報告を読み込んでいただいて、やはりここは整理が必要かなと思います。

最後に、全体を通じて思うのですけれども、どうして項目がこの順番になったのかは、もしよろしければ御説明いただきたいと思います。というのは、諮問の順番は広域連携、公共私の連携、その他地方行政体制という3つの順番で諮問がなされていたはずであると、その順番でこれまで議論してきたと思うのですが、そうだとすると、第2と第5が地方行政体制に関わる問題とも言えて、やはり4、3、2、5という順番の方がまとまりがいい感じがします。あえてこの順番にしたというのは一定の意味合いがあるのかなと思いますが、そこは事務局からお答えいただきたいと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、武藤委員、お願いします。

○武藤委員 それでは、私からいくつか御意見を申し上げたいと思います。

まず、最初に質問を事前に集めたと思いますが、それはどのように使うのでしょうかということであります。

それから、行政のデジタル化について、岡崎委員が現状について触れていないということをお指摘されていましたが、私もマイナポータルにアクセスしたりとか、その他色々確定申告とか、行政のデジタル化ということについて反対ではありませんけれども、現在の状況は、行政のためのデジタル化ということになっていまして、行政のデジタル化の最終目標は、国民・住民の利便性向上にあるのではないかと思います。

それから、もう一つ、自己情報のコントロールということも重要ではないかと思いますが、2040年はどうなるか分かりませんが、今のところマイナポータルへのアクセスもなかなか難しいのですけれども、ほど遠い状況であるということになります。

さらにこの行政のデジタル化ですが、標準化ということについて大きく書かれていますが、これはずっとそういう議論があったことは私も分かっていますが、実はもう既に自治体は色々なデジタル化を進めている部分がありますので、これを標準化に併せるとなると、また負担が増すのではないか。そこら辺はどのように考えるのかということですが、

それから、法定受託事務か、自治事務かといった事務の類型に関わらずという表現があるのですが、これは何かやはり分権委が仕分けしたことを無視しているようなところがあ

りまして、こういう書き方ではなくて、どのような事務であっても対象とすること程度に変更した方がよいのではないかと思います。

それから、AIの活用事例について書かれていますが、保健福祉業務やインフラ維持管理の分野というのは例示されていますけれども、膨大な保健福祉業務とかインフラ業務から見ればほんの一部にすぎないわけで、それを住民の利便性向上と表現できるのかどうか、本当に保健福祉業務でどこまでAIが使えるのか、御意見を伺いたいと思います。

それから、地縁法人制度ですが、私の経験から今の私がやっていることについて法人化しても意味がない。そのことについて、ほとんど効果らしいものの具体的な説明がありません。これについて、少しお考えを教えてくださいと思います。

それから、実際の国や都道府県、市町村の連携という意味では、水平的、相互補完的、双務的という表現が三大都市圏の部分しか使われていないようでありまして、これは全ての連携に言えることではないかと思います。そのことをもっと書くべきだということと、それから、とりわけ市町村から都道府県に対する要望のようなこと、これについてはいくつか触れられていますが、17ページだったと思いますが「安定的な関係が構築されていると制度上も評価できる場合には」という条件つきで書かれていますので、こういう条件を付するのはどうなのだろうかと思います。

それから、欠席が長かったので、地方議会についての議論の経緯というのは私はあまり把握していないのですが、諮問事項でいうと最後に少しくっついているようなところの話で、ただ、中身を読みますと具体的な提案もないし、検討するというだけしか書かれていませんので、地制調の答申というのは自治法改正につなげるという意味はあるのかなと思いますけれども、その意味ではほとんど書く理由がない、ここに含める理由がないのではないかと思います。なぜこのように柱を立てて書くことになったのかということをお尋ねしたいと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、村木委員、お願いします。

○村木委員 私の方からは2点ございます。

まず、最初にこうやって取りまとめいただいたこと、ありがとうございます

「公共私連携」のところなのですが、4ページのところにございますが、私は公共私連携のみならず、地方公共団体における分野を越えた連携というのを追加して記載していただいた方がいいのではないのかなという感じがしております。というのは、デジタル化というのは、ただIoTの利活用だけではなくて、行政内でそれを活用していく、共有することによって、市民のQOLの向上につながると思っておりますが、今のところ多くの地方公共団体が、例えばここでも書かれているスマート化の実現という観点では、煙突型に個別の担当課でデータをIoTの利活用という形で進めるにとどまっているというところが非常に気になるところです。



もともと地方行政の中では、かなり分野を越えて連携するというのがやりづらいという体制もございますので、そのところをもう少し強く書いてもいいのではないのかなという感じがいたしました。

2つ目に、広域連携の組み合わせということで、4ページとか、16ページ以降にあるところなのですが、連携を進めることは私もとても大事だと思っています。ただ、事務によってかなり異なる組み合わせが存在しているように思います。分野ごとに様々な連携対象があるということでもいいのか、それとも、将来的に連携の対象というのをできるだけ統一した方が効果的に動くのか、この辺りの検討も必要だと思います。

今、私のところで連携中枢都市圏でどんな組み合わせがあるのか、これが土地利用とどう連携しているのか等を見ているのですけれども、交通、土地利用、保健福祉、ごみ処理、消防、下水道などは同じ連携中枢都市圏でもかなり違った組み合わせが存在していて、それが最適な組み合わせなのかもしれないのですけれども、将来的にデータの共有とか、デジタル化というのを進めていく際に、それが本当にそのままいいのかというところが大事な話になるかなという感じがしております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、横田委員、お願いします。

○横田委員 横田です。取りまとめの案、ありがとうございます。

まず、構成については、先生方から多数意見が出ていますので、これまで触れられていない点を中心に御意見を申し上げます。

まず1点目は、宍戸委員も触れられていた点で、11ページです。地縁法人制度の再構築に当たって、事業運営の透明性や適正性の確保を記載するのであれば必要かと感じております。事務局の御説明次第ですが、記載をするのであれば、是非その点を再度書き込みが必要だと考えております。

2つ目が11ページの第3番の「共助の担い手の活動基盤の強化」に関するところで、地域人材の確保に当たって、公務員の関与に関するくだりで気になる点があります。

退職された方や現役の公務員の活躍について、活躍の範囲が広がる点についてはポジティブに捉えられているのですけれども、やはり負の側面も多少配慮した記載を追記した方がいいのではないかと、公平性、平等性の観点から追記が必要なのではないかというのが1点。もともとこの公務員のくだりは外出しにしていたのが合体していますが、その分文章量が増え地域人材の多様化に当たって半数近く公務員に関する記載になっています。ややバランスが悪いと思いましたので、やはり切り出しをするか、もしくはさらになど接続詞を加えた方がいいと思います。

最後に、先生方から新型コロナウイルス感染症に関する御意見が多数ありましたので、私の懸念と、記載をするかは御判断いただきたいのですけれども、意見を申し上げます。都市圏は大幅な働き方の変化が現に起こっていますし、地域を越えたコミュニケーション

もデジタル化で大きな変化をもたらした良い状況になっているかと思います。前回の会議でも地方六団体からも出ていましたけれども、本当に地方にとって今回の変化はチャンスになると感じています。

一方で、都市部はかなり変化を迫られているけれども、地域によっては、本当にマスクの着用のみで、実は働き方などの変化をダイレクトに感じていない地域もあるのではないかと、デジタル格差につながる可能性もあると思っていますので、改めて今回を機に、どの地域もデジタル化を促進していくということで、私は前段の方にデジタル化を持っていくのも賛成ですし、うまく新型コロナウイルス感染症をいいチャンスに地方にとって変えていくということを力強く伝えられたらと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、渡井委員、お願いします。

○渡井委員 よろしく願いいたします。御説明ありがとうございます。

これまでの議論をおまとめいただきまして、お礼を申し上げます。

私も2点ほど簡単にコメントを申し上げたいと思っています。

1点目ですけれども、今回の素案でポイントとなっておりますのはプラットフォームという言葉であるように思います。地方行政のデジタル化との関係では、共通する基盤づくりという意味で用いられていますし、公共私連携では組織づくりという意味で捉えることができます。さらに、広域連携では、土台ですとか、核となる単位という意味で用いられているものと思います。このようにプラットフォームという言葉は、多義的に用いられている印象を持ちますが、共通して言えることは、2040年頃にかけて顕在化する変化や課題への取組に向けて、必要となる環境を整備しておくということになると思います。

そして、その環境を整備するに当たっては、次のポイントになると思いますけれども、素案では、地方の実情に応じて、地方の自主的な取組として進めていくことの重要性、そして、都道府県や国はそれを支えるということが、繰り返し確認されています。

先ほど岡崎委員からも御指摘がありましたけれども、私も中間報告のときのように、前書きや後書きを設けてはいかがかと思っています。そして、その中で、ただいま申し上げましたような鍵となるコンセプトや考え方について、少し説明を設けるとよろしいのではないかと思います。

コメントの2点目でございますが、こちらも先ほど牧原委員からの御指摘があったところですが、中間報告とのつながりでございます。インフラについては既に中間報告で過不足なく採り上げたという見方もできると思いますが、2040年に向けての大きな課題の一つでございますので、答申でも少し言及があってもよろしいのではないかと思います。今回の素案は、これまでの議論を踏まえますと、新型コロナウイルス感染症の問題を受けてのことですけれども、ややデジタル化のウエートが高くなっているという印象を持っております。

以上でございます。ありがとうございました。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、太田委員、お願いします。

○太田委員 太田でございます。途中からの参加になりまして、大変失礼いたしました。

途中からの参加ですので、他の先生方がおっしゃったことと重複したり、あるいは他の先生方がおっしゃったこととの関係では補充するべきかもしれない問題もありえたりするのですが、それは分からないままお話しいたします。

全体の構成については、基本的な認識を最初に置いて、地方公共団体の組織内部での事務処理に関わる問題から始め、地方公共団体の区域内における他者との連携、それから、区域外に存する組織、とりわけ他の地方公共団体との連携という順に議論を広げ、最後に付随的に地方議会について審議したところを述べる構成だと理解いたしました。そのような趣旨であれば、それはそれで結構だと思います。

地方議会の位置付けについては、少し分かりにくいという議論はあったかと思いますが、この部分は明確な結論を得たようなものではなく、どちらかというところでは地方議会に対して今後も説明することを求めるというようなものなので、無理やり統合させなくてもいいのではないかと思います。

ただ、審議時間、密度のウエート、配分に関する印象・記憶、あるいは牧原委員がおっしゃったような最初の諮問事項との関係では、この構成はやや審議時間、密度のウエート順とは違うという印象はぬぐえませんが、むしろ素案の1つ前のバージョンである総括的な論点整理案の順に近い、すなわち牧原委員がおっしゃったような順番に近いと思います。

新型コロナウイルス感染症への対応ということもあるというような説明をいただいたかと思いますが、私は後でお話ししますが、新型コロナウイルス感染症への対応からの示唆をどこまで書き込むかについて、やや慎重であるところもありまして、若干の違和感が残っていますが、特に理解できないというわけではございません。

その後、個々の論点に入りますと、まず重要だと思われたのは、15～16ページの④についてです。15ページ末尾の第1段落で列挙された仕組みを設けることについて、本来はもう少し積極的な態度で書いてもよかったのではないかと思います。前回の地方六団体からの意見聴取において批判の集中したところですが、前提の認識が異なるわけで、我々としてはこう考えたということを書くべきではないかと思います。

ただ、地方六団体はもちろん総会のメンバーでもいらっしゃいますので、彼らが拒否権を行使する答申案はつくれないということも理解できないわけではありません。この場合ものんびりやっていると連携協約が役に立たない、飾りにしかならない、あるいは2040年までに対応しなければならない問題に対応するために使えないし、市町村単独の対応もできない状況に陥る可能性があるという危惧、懸念はもう少し書いてもいいかもしれないなという気はいたしました。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応について、私は他の方の意見とはやや違って、

あまり書き込むことに賛成ではありません。とりわけ未来への予測については、賛成ではありません。新型コロナウイルス感染症の問題のインパクトを十分に議論したわけではないし、それが将来に与える示唆などというのは、現時点では読み取るのも難しいだろうと思いますので、新型コロナウイルス感染症への対応過程から将来への予測をする叙述を入れることはむしろ避けた方がよいと思います。

ただ、どこの世界のものだと思われても困るので、何も書かないわけにはいかないだろうとは思いますが、したがって、我々が議論している問題が再確認された、あるいは問題・課題が一層先鋭化して現れているといった叙述はあってよかろうと思います。

この観点からいたしますと、3ページの2の冒頭2行、新型コロナウイルス感染症は社会のあり方を変化させるというのは書きすぎではないかという感じがいたします。細かな提案はあらかじめお送りしたメモに書いてありますので、事務局の方で参照していただければと思います。

それから、もう一つ、新型コロナウイルス感染症への対応で連携する必要性を明らかにし、地域でのコミュニティが重要な役割を果たす可能性が生じた一方で、やはり私はむしろ問題も明らかになっていると思います。

すなわち住民への感染を防ぐために県への来訪者を抑制したいと、これ自体は分かりませんが、そのあまりに適切と言い難いであろう発言が、やはり首長さんからされた。あるいは他県ナンバーの車への嫌がらせがあった。あるいは帰省中に発症した者への差別、あるいはそもそも発症した患者への差別などが報じられていて、これは地域における公共私連携が肝心なときに連携できるのか、連携にゆだねて大丈夫なのか、あるいは移住者に対する差別が一番重要なときに生じかねないのではないかという危惧を生じさせる事態として理解できる。こういう事態が生じているのも事実だと思います。

つきましては、新型コロナウイルス感染症対策で地方に云々と書くのであれば、やはり私はこういう注意喚起に当たるような部分、その危惧・懸念も書いて、注意喚起をするべきだろうと思います。具体的な場所についてはお送りしたメモに、例えばということで書きましたのでここでは申し上げます。それを参照していただければと思います。

そのほか、細かな問題ですが、地方公共団体の事務の標準化のところで住民基本台帳や税務などのシステムと、それから、創意工夫すべきものが挙げられていて、創意工夫する部分は「なお」なのですが、これが本当に「なお」でいいのかというのは疑問に持ちました。ただ、後ろで基幹系システムのことを詳しく書いている一方で、地方公共団体が創意工夫する類型はあまり詳しく書かれていないのも事実なので、もしそのことを受けているのであれば、後ろで書くようにという予告があってもいいのではないかと思います。

それから、7ページのオンライン申請のことですが、非対面で迅速な給付が図られていると勢いよくお書きなのですが、色々と問題があると、今日も報道を見ていたら、高松市がもうオンライン申請はやめてくれというようなことを言ったというような報道もあり、色々と問題を示しています。

つまり迅速な給付を目指されてはいるのでしようけれども、そこでマイナンバーカードがすぐ機能しにくい事態も生じていますので、迅速な給付が目指されているという程度にしておいた方がよろしいかと思えます。危機のときにオンラインが重要な意味を持つとしても、それは実際に重要な機能をすぐに果たせるとはならないということも示しているのではないかと思ひまして、書きすぎには注意した方がよろしいかと思ひました。

とりあえずは以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、大山副会長、お願いします。

○大山副会長 ありがとうございます。私も大体皆さんがおっしゃったことと共通する部分が多いのですけれども、4点ほど申し上げたいと思ひます。

まず、最初は新型コロナウイルス感染症の件なのですけれども、先ほど横田委員がチャンスになるというような御発言もありましたけれども、明るい面で言うと、確かにこの地方制度調査会の議論の前提としてきたこと、つまり東京一極集中であるとか、人口減少であるとか、そういうものを変えていく可能性はあると思ひます。例えばサテライトオフィスの整備とか、見学に行ったところでも随分既に取り組んで成功事例があるわけなのですけれども、そういうものをもう少し広めていくというようなことも考えられると思ひます。

ただ、マイナスの側面というか、あまりうまくいっていないという、これは現在の対応ですけれども、新型コロナウイルス感染症問題の対策として打ち出されて提案されている政策の中には随分疑問を感じざるを得ないものがあって、特に子育て中の世代とか、そういうものに対する配慮が本当にないという気がいたしまして、少子化がここまで来たのはこういうことだったのだなと改めて感じるようなところが多かったわけです。ですので、国と地方ともに少しその辺りの発想の転換をしていくことの必要性も、これは報告書で触れるかどうかは別ですけれども、少し考えておく必要があるだろうと思ひました。

それから、これも皆さんが御指摘のところと重なりますけれども、マイナンバーです。岡崎委員がいいことばかり書いているとおっしゃったのはまさにそのとおりで、やはりマイナンバーのよさというか、これからもっと使うべきだというのはわかるのですけれども、ここまで普及してこなかった原因というのはあると思ひます。例えばパスワードの難しさとか、5年で更新しようとするの大変だとか、色々なことを今言われていますけれども、そういったことを全く反省なしにいいものだからどんどん使えみたいな書き方をするのは、やはりやめていただきたいと思ひます。

それから、広域連携のことなのですけれども、これもやはりすごく一番センシティブというか、六団体その他が御心配のあるところなので、書き方に注意していただきたい。これが3点目でございます。例えば13ページの1の(1)の15行目で「自ら選択」と書いてあるのですけれども、これだけ読むと誰が自ら選択するのか分からないのです。これを例えば市町村自らとか、もう少しはっきり、懸念を払拭するような書き方を考えるべきではないかと思ひました。

最後に、地方議会についてなのですけれども、今回、そんなに議論をしていないので、どこまで書けるかというのは、私も少し迷うところなのですけれども、先ほど田中委員でしたか、御指摘がありましたように、もう少し住民との関係みたいなところはもう少し踏み込んで書いてもいいのかもしれないなど、その程度の感触ですけれども、この辺もお考えいただければと思います。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、市川会長、お願いします。

○市川会長 市川です。前回の地方六団体からの意見も踏まえて、全体としてこれまでの議論がよく整理されていると思います。

まず最初に、地制調としての答申を策定するに当たりまして、明確な方向性を示すべきものと、引き続きの議論が必要なものを整理する。そして、それとともに大切なメッセージとしては、持続可能な日本の地域づくりと、そこに暮らす住民の福祉の向上に向けての視点というものをしっかりと伝えていかねばならないと思います。そういう点からも岡崎委員や田中委員からも御指摘がありました。答申として議論の経緯も含めて分かりやすく、かつ説得力あるものにするためには、前書き、後書き等の案も含めて、全体の構成はしっかりと整えていく必要があるかなと思います。

そういう観点も含めて、あと3点ほど申し上げたいと思います。

まず、第1点目はデジタル化についてですが、今回の新型コロナウイルス感染症に対する対応からも分かりますように、国全体でデジタル化を促進することは急務であり、特に行政組織を貫くネットワークは、まさしく2040年を見据えた重要なインフラとなってきます。技術の日進月歩や、各地方公共団体の独自の考え方等ありますが、一方で大切なことはスピードですので、基幹システムの標準化については、国が中心となって早急につくり上げなければならないということは強調しておく必要があるかと思います。

2点目は、広域連携の進め方に対する考え方です。今回、持続可能な地域をつくるために必要となる連携等の施策の遂行については、各地方自治体が「地域の未来予測」に基づき、独自の判断で自主的に進めていくのであるということを明確に述べています。

広域連携については、連携協約に基づく連携中枢都市圏や、定住自立圏だけでなく、協議会や機関等の共同設置、そして、一部事務組合、広域連合等、様々な仕組みが用意されているわけですけれども、大切なことは各地方自治体が自らどの方向に行くのか、どういう連携を採るのかということを決めていくプロセスです。そして、そのプロセスを進めていくときに目指す方向性をどのようにして実現するかという仕組みだと思います。

4ページ目に独立項目として「地域の未来像についての議論」で整理していただいていますけれども、実効性を高めるという意味では、今回、地制調において有用性を強調していますが、牧原先生の指摘されたとおり、これまでの総合戦略とは異なる「地域の未来予測」というものをしっかりと策定していただき、それを住民や地域のステークホルダーと

共有し、地域が進むべき方向性と、その手段について議論をする、そういう場を持つことが必要ではないかなと考えます。

行政、議会に加えて経済界や教育研究機関、そして、市民団体等、いわゆる地域のステークホルダーのメンバー、かつ幅広い年齢層で構成される場、そういう場で議論することができれば、これは主権者教育にもつながるのではないかなと思います。地方自治体と議会は積極的にこの地域の未来予測を利用することで、住民や地域のステークホルダーと将来に向けて歩むべき道程を議論する。そういう具体的な仕組みを構築していただきたいと考えます。

3点目は、関係市町村の十分な参画を担保する仕組みについてですが、連携計画の策定において、関係自治体の合意形成を得るのは当然ですが、2点目で指摘しましたとおり、各自治体が選択する連携内容は、当該自治体の住民の意思や理解に基づくものであるべきですので、合意に向けての自治体間のルールとか、意思決定の仕組みについては、当事者間で事前に明確にしておく必要があるのではないかと考えます。

もちろんその方法については国が関与するのではなく、当該自治体間で決められるべきものですが、その内容は住民にしっかりと説明できるものでなければならないと思います。つまり連携計画の策定においては、それぞれの地域の住民と、地域全体の福祉向上のためにも関係自治体間で意思決定に対するしっかりとしたルールを制定する必要があるのではないかとすることは、はっきりと申し上げておくのがよいのではないかと考えております。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、欠席をされている委員からも御意見をいただいておりますので、伊藤委員、大屋委員のご意見を、事務局の方からお願いします。

○行政課長 それでは、伊藤委員、大屋委員から意見をいただいておりますので、読み上げさせていただきます。

まず、伊藤委員でございます。

答申素案について異存はございませんが、気になった点を申し述べます。

3ページの2、新型コロナウイルス感染症のリスク・課題のところ、今後の資源制約と感染症リスクの関係について、もう少し言及できないかと考えました。新型感染症は今回に限らず、今後も課題となる可能性があります。2040年頃にはさらなる高齢化に伴う感染リスクが増大し、医療供給体制が直面する資源制約も現状以上に厳しくなっていることが想定されます。可能であれば、このような点にも言及していただければと思います。

関連して地方議会と感染症リスクの関係についてです。4ページの第3段落「第三に」から始まる部分、あるいは22ページの第5の3の「今後の検討の方向性」の部分で、感染症拡大防止のための議会審議のオンライン化など、デジタル化とも関連して、感染症対策をも踏まえた議会審議のあり方についての検討が必要であることを示す必要があると考え

ます。

以上が伊藤委員の御意見でございます。

続きまして、大屋委員の意見でございます。

情報提供を行うのみならず、公共私当事者がそれぞれのインセンティブや関心に沿ってデータを分析、活用し得る環境づくりが重要であることから、例えば積極的に情報提供を行うほか、住民や各種団体などの当事者が自ら分析できるよう、オープンデータの整備・提供を促進するなどにされるといいのではないかと思います。この点については、かなり積極的に盛り込んでいただいております。以前に発言したとおり、EUとの充分性認定など、今後に向けたデータ活用の可能性に関わる点ですので、適切な方向性だと思います。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、事務局の方から説明をいただいた方がよい箇所がいくつかあったかと思いますが、お願いします。

○行政課長 牧原委員の方からございましたこういう順番にした趣旨ということでございます。先ほど太田委員の方からお話がありましたが、まず一つは前々回の議論の中でも新型コロナウイルス感染症の話を書き込むという話もございました。色々御意見があると思いますが、デジタルの部分も広域連携も相当時間をかけて御議論いただいたのではないかと感じておりました。

そういう前々回の御議論も踏まえまして、先ほど太田委員からも御説明と申しますか、御理解していただいていると御発言をいただきましたけれども、それぞれ個々の団体からスタートして、それが地域との連携、それから、それがさらに広域にということと理解していくというのが一つの並べ方としてはあるのではないかと申すことで、事務局としてはこういう形で御提示いただいたということでございます。

○市町村課長 引き続きまして、公共私と広域連携について御説明申し上げます。全体として、色々いただいた意見を踏まえて修正ができるなと思いついてお伺いさせていただきました。

まず、認可地縁団体、地縁法人制度の見直しについて、宍戸先生と横田先生から御指摘をいただいたガバナンスについての記述でございますが、これは特に認識は変わっておりません。総括的な論点整理のときには、これまで議論を網羅しておりましたが、今回は非常にボリュームが多かったものですから、内容をかなり絞り込んで重複を排除したりしております。その都合で落としてしまったのですが、認識として個々の実態に応じて、事業運営の透明性とか、適正性の確保を図る必要性についての認識は何ら変わっておりませんので、今日の御指摘を踏まえて、ガバナンスについての記述は復活をさせたいと思っております。

それから、同じく地縁法人の関係で、武藤先生から何のメリットがあるのかという



御指摘をいただきまして、これはこの専門小委員会の場でも、例えば代表者個人に対する負担の軽減とか、あるいは共助の組織の中でも色々な事業展開をやっているようなところがありまして、そういうところは法人制度というのが活用されているということもあります。多くは確かに任意団体だったりするのですが、こういう選択肢の一つとして法人制度も必要だというのは、これまでの専門小委員会での議論でもあったのではないかなと思っております。

それから、勢一先生からの連携計画作成市町村のワーディングについてなのですが、御趣旨のとおり、いわゆる中心市以外も色々な役割を担っていくというのは、そういう方向であるべきだと思いますけれども、ただ、連携計画作成市町村というワードそのものの定義については、今、御覧いただきますと書き方がやや分かりにくかったかもしれませんが、市町村で連携して行う施策等を記載する計画を作成する役割を担う市町村ですので、ビジョンなどの作成の役割を担うところがございますので、そこは中心市をイメージ、それを指す言葉として使われております。

ただ、申し上げましたように、それぞれの市町村が役割を担っていくということはそのとおりだと思いますので、例えば次のページの市町村が提案を持ち寄るとか書いてあるところの記述をもう少し充実させるようなことで、御趣旨を反映できないかなと考えております。

それから、武藤委員から全ての広域連携は相互補完的、双務的ではないかという御趣旨の御指摘をいただきまして、広域連携も色々なものがあるかと思っておりますので、全部一くりにして、そうも必ずしも言えないかなと思っております。例えば都道府県と市町村の補完の御指摘がありましたけれども、都道府県と市町村の補完支援については、なかなか双務的とは言にくいのではないかな。ものにもよりますけれども、都道府県の広域自治体としての役割に着目して行われる限りにおいては、それはなかなか双務的と言えないということではないかなと思っております。

その上で、市町村の要請の仕組みについて、一定の条件設定の下と書いていますのは、これは市町村から都道府県への権限移譲の要請の仕組みというのは、基本的には基礎自治体が区域内の事務については今、権限移譲を要請する仕組みがありまして、それと同等の仕組みを設けるとすれば、やはり一定の制度があることが前提になるのではないかなというのが、これまでの議論だったのではないかなと思っております、それを前提に書かせていただいているということでございます。

以上です。

○山本委員長 それでは、少し追加でございますのでお願いします。

○行政課長 1つお答えし忘れておりました。武藤委員から議会についての諮問事項にないことであるということで御指摘をいただいて、今回含める必要があるのかという御指摘かと思っております。諮問事項は武藤委員もおっしゃっておられましたように、その他ということで諮問事項の中に地方行政体制のあり方というのがあるものですから、その中で読むと

ということだろうということが一つ。

あと、最後のページですけれども、特に「請負禁止の緩和」とか「立候補環境の整備」等につきましては、記載ぶりは「検討する必要がある」ということですが、何らかの制度改正的なことも含めて検討する必要があるのではないかと考えておりますので、ここにしっかり入れさせていただきたいというのが、事務局の思いでございます。

○行政経営支援室長 行政のデジタル化に関しまして、武藤委員からAIの活用事例として保健福祉事業でどの程度まで使えるのかというような御質問がございました。AI等の技術の開発はこれからどんどん進んでいくということですので、今出ているものが全てではないわけですが、例えば保育所の利用調整業務につきまして、相当な時間がかかっていたものを数秒でできるようになるとか、ケアプランの作成につきましてAIを活用しているような事例とか様々ございます。

そういう意味で、現時点では恐らく一部の業務にすぎないわけですが、今後のことを考えますと、住民の利便性向上につながるようなものが出てくることを期待しているというような形ではなかろうかと考えております。

以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、私の方から全体について、それぞれの委員の方から御意見を伺いまして、かなり共通する部分があったかと思っておりますので、総括的に述べたいと思います。

まず、全体の構成について、「はじめに」と「おわりに」が本来必要ではないかという御意見がございました。確かに今回は非常に内容が盛りだくさんになっておりますので、その点は考えたいと思います。

それから、それとの関係で新型コロナウイルス感染症の問題ですが、基本的にはここで今まで議論をしてきた地方公共団体の現在、将来の課題、それから、逆にある意味でチャンスであるという点が、両方非常にストレートな形で出てきているという捉え方ができるのではないかと思います。それをどのように書いていくかということですが、ここで集中的に議論しているわけではなく、また、現在事態が進行中ということもありますので、本格的に書くのはなかなか難しいかと思います。

その点で言えば、例えば「はじめに」で、先ほど岡崎委員から御提案がございましたけれども、経緯を含めて、こういう事態があったと書くことと、それから、現在の文案でもそうですけれども、それぞれの記述の中に新型コロナウイルス感染症の点について明確に書いていくといったやり方があるかと思っております。

それから、4ページの「地域の未来予測」について、もう少し詳しく書いた方がいいのではないかと、あるいは中間報告との関係はどうなのかという御意見がございましたので、この点はさらに記述を厚くする方向で考えたいと思います。既にここは加えていただいたところではあるのですが、非常に皆さんの思いがあるところですので、その点も考えて記述を考慮したいと思っております。

それから、デジタル化の部分につきましては、全体に地方のみならず中央も含めて色々現状課題があるということをもう少しはつきり書くべきではないかという御意見が非常に多かったかと思っておりますので、その点も検討したいと思っております。7ページにあります特別定額給付金の話はその例として皆さんお出しになったところですので、この辺りの記述の仕方をもさらに検討したいと思っております。

それから、広域連携の部分につきましては、まず具体的な記述としては、15～16ページにかけての「関係市町村の十分な参画を担保する仕組み」についての御指摘が多く委員からございました。

前提といたしまして、まず一つは、既に13ページに書かれておりますけれども、あくまでこれはそれぞれの地方公共団体が選択することが基本であり、出発点であるということとして、あるいは15ページの記述に入るところでさらにそのことを丁寧に書く必要があるのかもしれませんが、13ページではつきり書いてあることですので、非常に御懸念がそれぞれの地方公共団体にあるところですので、15ページにもう一回書くというやり方もあるかもしれません。

それから、ある意味で逆の問題ですけれども、資源制約の面が今回あまりはつきり書いていないのではないかという御指摘もございましたので、この点につきましても少し記述を考えたいと思っております。

15～16ページの部分に戻りますと、やはり参画を担保する、それぞれの市町村が参画をするためにきっちりとした法制度、ルールをつくっていくことをもっと強調すべきではないかという御意見がございました。その点につきましても記述を検討したいと思っております。

それとの関係で、16ページの頭のところについて、書き方が明確でないというか、多義的な書き方がされているところがありますので、この点につきましても、もう少し書き方を工夫できればと思っております。先日の地方六団体からのヒアリングの際には、要綱に書くことには、特に反対はしない、しかし、法律に書くことについて、非常に強い反対があったと思っておりますので、その点をもっとはつきりと書いた方が、この答申で言わんとしていること、そして意見が分かれた点をはつきりするのではないかと思います。

あと、議会につきましても色々御指摘がございました。例えば住民との関係についてもっと書いたらどうか。あるいはデジタル化について、これは現在でも書いてあるかとは思いますが、さらにはつきり書いたらどうか。あるいは議会運営の柔軟化について書いたらどうかということがございました。ここは議論の時間としては、やや他のところに比べると少なかったところでもありますので、どこまで書けるかという問題があるのですけれども、少し記述を検討したいと思っております。

といったところが全体として、あと、さらに個別に各委員から御意見をいただいておりますので、その点も含めてブラッシュアップさせることができればと思っております。

何かもし御意見があれば、といっても、殺到すると捌ききれなくなるので、非常にさじ加減が難しいのですけれども、何か一言あればメッセージをいただければと思っておりますが、

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、特段の御発言がなければ、本日はここまでとさせていただきたいと存じます。

次回は、本日の皆様の御意見を踏まえまして「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申（案）」として用意をさせていただきますまして、専門小委員会として議論を行いたいと存じます。

事務局には「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申（案）」の資料の作成をお願いいたします。その過程におきまして、本日色々御意見をいただいておりますので、個別に、あるいは全体に委員の皆様から御意見を伺って、さらに文案をブラッシュアップさせていければと思います。基本的な皆様の御意見は、先ほど私が大体集約させていただいたとおりはないかと思っておりますけれども、さらに細部の表現等も含めて詰めていく必要がございますので、委員の皆様にはまた御協力をいただくこととなりますけれども、よろしくをお願いいたします。

今回の開催方法、日時、場所等の詳細につきましては、追って事務局より御連絡をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、これもちまして本日の専門小委員会を閉会いたします。長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。